

課程認定団体になるには

(新規 課程認定団体申請手続きのご案内)



NCAJ

National Camping Association of Japan

2025年度版

もくじ

| | |
|--|---|
| 日本キャンプ協会について | 1 |
| 1. 公益社団法人 日本キャンプ協会 公認指導者養成制度について | 3 |
| 2. 各指導者資格 養成カリキュラムの概要 | 4 |
| 3. 日本キャンプ協会 公認指導者 特典 | 5 |
| 4. キャンプインストラクター養成 課程認定団体になると | 6 |
| 5. 課程認定団体になるための手続き | 7 |
| 6. 課程認定団体入会後の手続き | 7 |
| <付録> 公益社団法人 日本キャンプ協会 指導者資格認定規程 | |
| 公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程 | |



日本キャンプ協会 WEB サイト

課程認定団体向けページ

https://camping.or.jp/for_certified_organization

公益社団法人日本キャンプ協会

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内

電話 03-3469-0217

FAX 03-3469-0504

E-mail: ncaj@camping.or.jp

<https://camping.or.jp>

日本キャンプ協会について

公益社団法人日本キャンプ協会は 1966 年、全国の青少年団体や野外活動の研究者、教育者らによって設立され、2021 年には設立 55 周年を迎えました。

キャンプを通じた「人とひと」「人と自然」のよりよい関わりを追求し、質の高いキャンプの普及を目指して、これまでに延べ 15 万人のキャンプ指導者を養成してきました。そして、それらの指導者が活躍し、地域に密着した独創性のあるキャンプが展開されることを目標に、全国に各都道府県キャンプ協会が設置され、地域に根ざした活動が展開されています。

また、これまで「キャンプの普及と振興」「指導者養成」「調査・研究」「国際交流」「安全管理」「情報提供」を軸としたさまざまなキャンプの事業を通じて、地域社会の発展に貢献してきました。2012 年には公益社団法人として内閣府より認定され、さらに活動の幅を広げています。子どもをめぐるさまざまな問題や体験活動の必要性が指摘される現代において、野外教育・自然体験活動のキャンプ指導者を養成し資格を認定する団体として、今後ますます重要な役割が求められています。

●全国でキャンプを普及する活動をしています

子どもからお年寄りまで、「すべての人々にキャンプを」をテーマに、全国の都道府県キャンプ協会と連携し、さまざまな事業を行っています。

●「ビジョン 2025」を推進します

2016 年の設立 50 周年を機に、日本キャンプ協会は中期事業計画「ビジョン 2020」を策定し、推進しました。2021 年度には設立 55 周年を迎え、ネクストビジョンとして「ビジョン 2025」を策定し、「人材の育成」「キャンプ事業の創造と推進」「組織基盤の強化と自立」という 3 つのアクションプラン達成のためにキャンプを社会の隅々まで届ける活動を、個人会員・都道府県キャンプ協会が中心となり取り組んでいきます。ビジョン 2025 は、日本キャンプ協会の Web サイトからご確認いただけます。



●キャンプインフォメーションセンターを開設しています

キャンプのことなら日本キャンプ協会へ。アウトドア活動の相談から指導者派遣、子ども向けキャンプ等の情報提供まで、情報発信窓口としてキャンプインフォメーションセンターを開設しています。新型コロナウイルスをきっかけに、キャンプの需要・注目度が高まり、さまざまな問い合わせが寄せられています。

●関係団体と力を合わせ、キャンプの推進に取り組んでいます

都道府県キャンプ協会や青少年教育団体などさまざまな団体と連携し、キャンプや自然体験活動の価値向上に取り組んでいます。

<日本キャンプ協会の沿革>

1861年にフレデリック・ウィリアム・ガンが北米コネティカット州で組織キャンプを始めてから160有余年。また日本にキャンプがやってきてから100年の時が経過しました。

キャンプは自然の中で営まれ、そこで展開されるさまざまな活動がキャンパーにさまざまなインパクトをもたらし、かけがえのない体験として、一人ひとりのキャンパーの成長を支えてきました。このキャンプを導く人々の集まりとして「日本キャンプ協会」は1966年に設立されました。

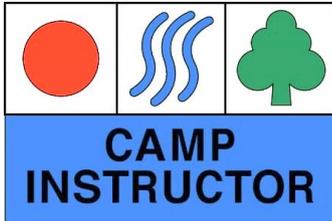
日本キャンプ協会は、つねにその時代に必要とされるキャンプを追求しながら「Camping for All（すべての人々にキャンプを）」の願いのもとに、これからもキャンプの普及活動を続けてまいります。

- 1965 キャンプ研究懇談会発足
- 1966 日本キャンプ協会設立
- 1967 第1回全国キャンプ指導者養成講習会
- 1971 第1回学校キャンプ指導者養成講習会
- 1972 第1回全国野外活動施設運営・管理に関する研究協議会
- 1974 事務局を現在地に設置
- 1975 キャンプ指導者資格検定制度開始 第1回キャンプアカデミー
- 1978 「CAMPING」創刊
- 1979 キャンプ場認定事業開始
- 1981 「キャンプ指導のてびき」発刊 障害者の野外活動研究会
- 1982 第1回幼児キャンプ指導者養成講習会
- 1987 国際キャンプ連盟加盟
- 1990 社団法人として認可
- 1991 第1回全国キャンプ大会
- 1992 第1回高齢者キャンプ指導者講習会
- 1994 優良キャンプ場基準制定
- 1995 第1回全国シニアキャンプ大会 キャンプソングコンテスト
- 1997 第1回日本キャンプ会議
- 1998 文部大臣事業認定キャンプディレクター資格制度開始
- 1999 第1回全国痴呆性老人キャンプ大会
- 2000 第5回国際キャンプ会議(東京)
- 2001 第1回キャンプ場ミーティング キャンプインフォメーションセンター開設
- 2003 第1回自然体験活動青年ミーティング
- 2004 アジアキャンプ連盟設立
- 2005 キャンプ安全標語の公募
- 2006 新指導者養成制度開始
- 2007 静岡県立朝霧野外活動センター指定管理受託（現在継続中）
- 2008 文部科学省委託事業 青少年体験活動総合プラン指導者養成講習会開始
- 2011 日本キャンプ協会設立45周年
- 2012 公益社団法人として認定
- 2016 日本キャンプ協会設立50周年 第6回アジアオセアニアキャンプ大会（東京）
- 2017 ビジョン2020スタート
- 2020 新型コロナウイルス感染拡大防止キャンプ運営ガイドラインの公開
- 2020 新型コロナウイルス影響下における青少年教育に関わる5団体による共同声明
- 2021 日本キャンプ協会設立55周年・ビジョン2025公表
- 2022 ビジョン2025スタート
- 2023 キャンプインストラクター・キャンプディレクター・キャンプ協会の登録商標化

1. 公益社団法人日本キャンプ協会 公認指導者養成制度について

日本キャンプ協会は、公益法人として、設立以来延べ15万人を超えるキャンプ指導者を養成してきました。この指導者養成制度によって、野外教育の専門職にとどまらず、地域社会に貢献できる指導者（リーダー）の養成を目指しています。現在は、以下3種類の指導者資格があります。

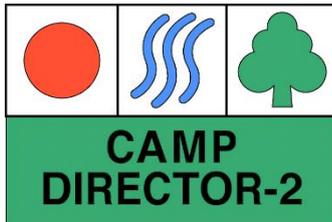
キャンプインストラクター



キャンプインストラクターは、キャンプでの活動（アクティビティ）を指導できる能力を持った指導者です。基礎的な知識、技術、考え方を習得していると認定される者に付与されます。また、この資格はキャンプディレクター2級、1級へステップアップするための基礎資格となります。

受講資格：資格認定日に、満18歳以上であること

キャンプディレクター2級



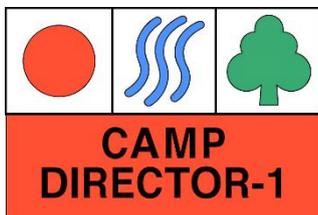
キャンプディレクター2級は、キャンプが果たす社会的な役割を理解した上で、自分自身でキャンプを企画し、多くの人にキャンプの楽しさを体験してもらう機会を創り出す役割を担います。

キャンプディレクターのもと、プログラム全体の企画・運営・進行など「キャンププログラム」に責任を持ち、運営を行うプログラムディレクター、参加者の輸送、食事、施設対応、予算管理、参加者やスタッフの把握などの「キャンプのマネジメント」に責任を持ち運営を行うマネジメントディレクターとしての知識・技術を学びます。

受講資格：

- ・ キャンプインストラクター資格保有者（当該年度の会費納入が必須です）
- ・ キャンプインストラクター資格取得後、①1泊以上のキャンプ指導経験が1回以上
②アウトドア活動参加経験2回以上

キャンプディレクター1級



キャンプディレクター1級は、キャンプを運営する全体のマネジメントをし、スーパーバイズなどの指導者育成や、組織の管理運営などの役割を果たすことができる指導者です。

また、地域社会の中で、諸機関と連携してキャンプへの関心を高めるさまざまなキャンプムーブメント推進活動（キャンプのプロモーション活動等）を企画・運営できる技術を持つ指導者と認めています。

また、この資格を得ると、キャンプインストラクター養成の担当講師として指導することができます。

受講資格：

- ・ キャンプディレクター2級資格保有者（当該年度の会費納入が必須です）
- ・ キャンプディレクター2級資格取得後、①1泊以上のキャンプ指導経験が2回以上
②アウトドア活動参加経験2回以上

2. 各指導者資格 養成カリキュラムの概要

◆キャンプインストラクター取得要件

必要時間数

| | | |
|----------|---------|---|
| 20 時間 | 理論 10時間 | 日本キャンプ協会が用意するテキスト・試験を使用 宿泊形式、日帰り形式、オンライン講習とのハイブリットなど |
| | 実習 10時間 | |

受講者が資格取得にかかる費用

- ・ 講習にかかる費用 (課程認定団体で必要に応じて設定)
- ・ テキスト代：2,200円 (税込) 『キャンプ指導者入門第5版』
- ・ 登録諸経費：15,300円 (税込)

◆キャンプディレクター2級取得要件

必要時間数

| | | |
|----------|---------------|------------------------------|
| 60 時間 | 集合講習 20時間 | 宿泊形式、日帰り形式、オンライン講習とのハイブリットなど |
| | 事前レポート課題 40時間 | 日本キャンプ協会が用意する教材を使用 |

受講者が資格取得にかかる費用

- ・ 講習にかかる費用 (課程認定団体で必要に応じて設定)
- ・ テキスト代：2,200円 (税込) 『キャンプディレクター必携第3版』
- ・ 登録諸経費：11,000円 (税込) 内訳：受験料3,300円+公認料5,500円+登録料2,200円
- ※ 推薦制度利用時は別途費用が発生します。詳細は「キャンプディレクターのてびき」をご覧ください。

◆キャンプディレクター1級取得要件

必要時間数

| | | |
|------------|----------------------|-------------------------------------|
| 80時間 以上 | 集合講習 36時間以上 | 対面：2泊3日 または、オンライン：オンデマンド+ライブ講義3日 |
| | 通信教育(レポート課題) 44時間 | 『キャンプディレクター必携第3版』 |

受講者が資格取得にかかる費用 ※受講料・受検料は予定です。詳細は募集時にご案内します。

| 項目 | 集合形式受講時 | オンライン形式受講時 | 備考 |
|--------|------------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 講習会受講料 | 44,000円(税込) ※施設利用料・宿泊費等含む | 44,000円(税込) ※オンデマンド講習等含む | ※通信教育費(事前課題指導)を含む |
| テキスト代 | 2,200円(税込) | | ※2022年4月 改訂版発行 |
| 検定会受検料 | 22,000円(税込) | 22,000円(税込) | |
| 登録諸経費 | 8,800円 内訳：公認料5,500円+登録料3,300円 ※合格後 | | |

※日程は、日本キャンプ協会 Web サイトをご確認ください。

3. 日本キャンプ協会公認 指導者資格 特典

受講者がキャンプインストラクターの資格を取得すると、日本キャンプ協会公認のキャンプ指導者となります。有資格者として活動が推進できるように、日本キャンプ協会では下記のような特典やサービスをご用意しています（会員証記載の有効期間内に限ります）。

出会いと活動の場が広がります！

キャンプインストラクター資格を取得すると、日本キャンプ協会と都道府県キャンプ協会に登録されます。それにより、日本キャンプ協会や都道府県キャンプ協会が主催するキャンプやイベント、さまざまなテーマの講習会やセミナーなどの情報を得ることができ、参加することで、多くの人との出会いや活動の場が広がります。

会報誌『CAMPING』、メールマガジン等が購読できます！

日本キャンプ協会が会員向けに発行する『CAMPING』（年4回）では、指導者としての活動に必要な情報を掲載しています。国内外のキャンプや野外活動に関する情報、お知らせなど盛りだくさんです。また、会員登録時にメールアドレスを記入することで、メールマガジン（毎月1回程度）が購読できます。さらに、会員同士の交流を深め、情報共有をしたい方はFacebookを利用した「会員のひろば」を利用できます。広報誌だけでは伝えきれない、きめ細やかな情報をタイムリーにお届けします。

Webサイト「会員限定ページ」にアクセスできます！

◇IDとパスワードは会員証に記載しています。

会員限定ページにアクセスすることで、下記の保険や、団体パスの申請が可能になります。

「指導者賠償責任保険」が自動付与されます！

◇引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

日本キャンプ協会公認の資格を有する指導者が、キャンプ引率中の事故について、指導者として法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に被る損害を下記の内容で補償するものです。万一の事故に備え、指導者として責任をもってキャンプを実施することができます。

◇補償限度額 対人1名5,000万円、対人1事故3億円、対物1事故1,000万円

◇キャンプ中のケガや病気等による通院費などを補償するのは、以下のキャンプ保険になります。

補償が大きく割安な「傷害保険」が利用できます！

◇引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社

本協会公認の資格を有する指導者が実施するキャンプについて、一般の傷害保険より補償内容を充実させた「キャンプ保険（国内旅行傷害保険）」と「デイプログラム保険（レクリエーション保険）」を利用することができます（会員以外の方は利用できません）。

加入手続きも簡単です。詳細はパンフレットをご請求いただくか、本協会Webサイト会員限定ページをご覧ください。

【キャンプ保険】 ◇掛け金 1泊2日以内：489円/人、3泊4日以内：589円/人、6泊7日以内：693円/人

◇補償内容 死亡・後遺障害1,000万円、入院・通院4,200円/日、賠償責任限度額1億円（免責0円）/1事故

【デイプログラム保険】 ◇掛け金 活動A：52円(1人)、活動B：253円(1人)、活動C：503円(1人) 活動内容によって掛け金は変わります。また、補償できない場合もありますので、事前にご確認ください。

◇補償内容 死亡・後遺障害1,000万円、入院5,000円/日、通院3,000円/日

ユースホステル団体パスが利用できます！

一般財団法人日本ユースホステル協会との提携により、本協会認定指導者への特典としてユースホステル団体パスが利用できます。

◇希望者は、ユースホステル団体パス（5,000円）が無料で発行されます。詳細は日本キャンプ協会Webサイトの会員限定ページをご覧ください

一番大きな特典は、リーダーシップが身に付くことです。

「明日の指導者（リーダー）は今日つくられる！」

4. キャンプインストラクター養成 課程認定団体になると

日本キャンプ協会では、学校の授業や団体の講習等と連動して、キャンプインストラクター資格が養成できる「課程認定団体制度」を設けています。授業の単位、講義・実習やスタッフリーダートレーニングとの互換を図ることで、資格取得を希望する学生にとっては、各自で講習会を受講する必要がなくなり、とても便利です。

●キャンプインストラクターの認定を行うことができます。

指定の試験を実施の上、採点・審査、キャンプインストラクターの認定を行い、「キャンプインストラクター認定証」を、課程認定団体名で発行できます。
※「キャンプインストラクター」「キャンプディレクター」は、キャンプ協会の登録商標です。

●課程団体独自の養成カリキュラムを実施できます。

日本キャンプ協会が指定したテキストと要件を満たす内容であれば、授業（講義）・実習はどのように設定していただいても構いません。実際の講義・実習の実施にあたっては、指導者資格認定規程に基づき、各団体の実情に応じたプログラム作りが可能です。

カリキュラム実施にあたっては、公益社団法人日本キャンプ協会が指定したテキストを受講生が1人1冊を購入・使用してください。

| | | |
|-----|-------------------------|--------------|
| 名 称 | 『キャンプ指導者入門 第5版』 | B5版、226ページ |
| 発 行 | 公益社団法人日本キャンプ協会 | |
| 価 格 | 2,200円（本体2,000円＋消費税10%） | |
| | ※10冊以上49冊以下購入の場合 | →本体価格から10%引き |
| | 50冊以上購入の場合 | →本体価格から20%引き |

※テキストは日本キャンプ協会直販です。

●課程認定団体へ事務手数料をお支払いします

登録申請者1名につき、2,000円の事務手数料を課程認定団体にお支払いします。
（実際には、一人あたりの申請費用15,300円から、上記の事務手数料2,000円を差し引いた13,300円を日本キャンプ協会にご納入ください。）

●キャンプインストラクターの資格発行をしている団体として、 日本キャンプ協会のWebサイトでご紹介（リンクを掲載）いたします。

●日本キャンプ協会Webサイト「キャンプイベント」に掲載ができます。 キャンプインストラクター養成講習会以外のキャンプ関連イベントも掲載できます。

●キャンプや野外活動に関する会報『CAMPING』 年4回（季刊号）で送付いたします。CAMPINGへの同封サービス（有料）をご利用いただけます。※同封できる案内には審査がございます。詳しくは、日本キャンプ協会へお問い合わせください。

詳細は、課程認定団体マニュアルをご覧ください。

※課程認定団体でのキャンプディレクター2級の養成も可能です。（要別途、申請が必要です）

5. 課程認定団体になるための手続き

(1) 日本キャンプ協会 事務局へお問い合わせ

各申請書類の作成にあたっては、事前に日本キャンプ協会にお問い合わせください。

(2) 課程認定団体申請に係わる書類の作成・提出

- ① 「(公社)日本キャンプ協会 入会申込書」(様式25C I-1)
- ② 団体の概要、活動が分かる資料
(団体・学校のパンフレット・定款、これまでのキャンプ事業等の実績が分かる資料等)
- ③ 「課程認定団体申請書」(様式25C I-2)
- ④ 「キャンプインストラクター養成カリキュラム申請書」(様式25C I-3)
- ⑤ 養成カリキュラム内容が分かる資料(シラバス・タイムスケジュール等)

～養成担当講師(キャンプディレクターI級)の登録～

担当講師1名以上の登録が必要です。常勤非常勤は問いません。養成を担当する(単位を認定する)講師の条件は、日本キャンプ協会公認キャンプディレクターI級資格を持った指導者会員であることです。

なお、担当講師でお困りのことがあれば、講師の紹介等に応じますので、日本キャンプ協会もしくはお近くの都道府県キャンプ協会にご相談ください。

～養成カリキュラムの作成～

※養成カリキュラムの要件等については、課程認定団体マニュアルをご確認ください。

(3) 課程認定団体 審査

- ・ 課程認定団体審査には、2～3週間かかります。
- ・ 審査は、課程認定団体審査基準に基づき、審査会にて行われます。

(4) 入会にかかる費用の納入

入会金 10,000 円(初回のみ)、年度会費 10,000 円(毎年)

団体会員としての会費以外に課程認定のための特別な費用はかかりません(団体会費は非課税)。

※「課程認定料」はございません。

(5) 課程認定団体 認定証の送付

(6) 養成カリキュラムの実施

※キャンプインストラクター養成に関する諸手続については「課程認定団体マニュアル」をご覧ください。

6. 課程認定団体入会後の手続き

(1) 更新手続き ※詳しくは「課程認定団体マニュアル」をご覧ください。

「団体会費の納入」「キャンプインストラクター実施計画書」の提出等

(2) 退会される場合

課程認定団体が、キャンプインストラクター養成を行わなくなった場合には、本協会事務局へご連絡ください。課程認定団体を退会した場合、指導者養成を再開する場合は、新規申請と同様の手続きが必要です。

公益社団法人 日本キャンプ協会 指導者資格認定規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「日本キャンプ協会」という。）定款第2章第4条に定める指導者の資格を認定することを目的とする。

(資格認定の範囲)

第2条 この規程でいう資格認定とは、指導者の資格認定条件、認定過程、および申請の手続き、登録、更新までを総称する。

(公認指導者の種類)

第3条 この規程で認定する日本キャンプ協会公認指導者は、次の3種とする。

- (1) キャンプインストラクター
- (2) キャンプディレクター2級
- (3) キャンプディレクター1級

第2章 資格認定の条件

(キャンプインストラクター認定条件)

第4条 キャンプインストラクターは、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 18歳以上で、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。
- (2) キャンプにおいて、小集団の生活を指導する基礎的な理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプインストラクター養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

(キャンプディレクター2級認定条件)

第5条 キャンプディレクター2級は、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) キャンプインストラクター資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプディレクター2級養成課程受講を認めること。
- (2) キャンプのプログラム及びマネジメントに関する理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター2級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

(キャンプディレクター1級認定条件)

第6条 キャンプディレクター1級は、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) キャンプディレクター2級資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者としてふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプディレクター1級養成課程受講を認めること。
- (2) キャンプを総合的に企画運営、管理する理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター1級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

第3章 資格認定

(キャンプインストラクターの認定)

第7条 キャンプインストラクターの認定は、次のように行う。

- (1) 日本キャンプ協会または日本キャンプ協会が定める養成課程の実施条件を満たすと認める団体（以下、「課程認定団体」という。）が認定を行う。
- (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプインストラクター資格を取得しようと

- する者に対し資格認定の審査を実施する。
- (3) キャンプインストラクター資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

(キャンプディレクター2級の認定)

- 第8条 キャンプディレクター2級の認定は、次のように行う
- (1) 日本キャンプ協会または課程認定団体が認定を行う。
- (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプディレクター2級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
- (3) キャンプディレクター2級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

(キャンプディレクター1級の認定)

- 第9条 キャンプディレクター1級の認定は、次のように行う。
- (1) 日本キャンプ協会が、キャンプディレクター1級資格を認定する。
- (2) 日本キャンプ協会は、キャンプディレクター1級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
- (3) キャンプディレクター1級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

第4章 資格の登録および更新

(資格登録)

- 第10条 各指導者に認定された者は、日本キャンプ協会公認キャンプインストラクター、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級として、会員登録される。

(資格更新)

- 第11条 登録された資格は、1年ごとに更新しなければならない。

(更新手続)

- 第12条 更新の手続きは、以下の会費及び資格更新料の納入をもって行われる。
- (1) 会費 3,000円(非課税)
- (2) 更新料
- | | |
|--------------|------------|
| キャンプインストラクター | 1,100円(税込) |
| キャンプディレクター2級 | 2,200円(税込) |
| キャンプディレクター1級 | 3,300円(税込) |
- (3) 都道府県キャンプ協会会費
(協会によって2,000円もしくは3,000円)(非課税)

(公認取消)

- 第13条 各指導者に認定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の決議に基づき、公認を取り消すことが出来る。
- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
- (3) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)
- (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起し、資格取り消し判定が適切であると理事会が判定したとき

(5) その他、資格公認の取り消しを行うべき正当な理由があるとき

第5章 附 則

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年3月9日から施行する。

この規程は、2014年3月15日から施行する。

この規程は、2018年3月10日から施行する。

この規程は、2021年5月22日から施行する。

この規程は、2025年3月14日から施行する。

公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、会員に関し必要な事項を定めるものである。

(正 会 員)

第 2 条 本会の目的に賛同する個人の普通会員で理事会によって承認された者は、正会員となることが出来る。
2 定款第 5 条第 1 項第 1 号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(普通会員)

第 3 条 本会の目的に賛同する個人又は団体は、理事会の承認を得て普通会員となることが出来る。

(賛助会員)

第 4 条 本会の事業を賛助する個人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることが出来る。

(名誉会員)

第 5 条 本会に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者は、名誉会員となることが出来る。

(入 会)

第 6 条 正会員は、定款第 6 条に基づき、理事会の承認を受けなければならない。
2 普通会員・賛助会費は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 正会員及び普通会員、若しくは賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された額を支払う義務を負う。但し、総会で承認された正会員（個人の普通会員）は正会員の額を支払うこととする。
2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(入 会 金)

第 8 条 定款第 7 条に定める入会金は、以下のとおりとする。

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| (1) 正 会 員 | 5, 0 0 0 円 | | |
| (2) 普通会員 | 5, 0 0 0 円 | 普通会員 (団体) | 1 0, 0 0 0 円 |
| (3) 賛助会員 | 1 0, 0 0 0 円 | | |
| (4) 名誉会員 | 免除 | | |

(年 会 費)

第 9 条 定款第 7 条に定める年会費は、以下のとおりとする。

| | | | |
|-----------|--------------------|-----------|--------------|
| (1) 正 会 員 | 3, 0 0 0 円 | | |
| (2) 普通会員 | 3, 0 0 0 円 | 普通会員 (団体) | 1 0, 0 0 0 円 |
| (3) 賛助会員 | 3 0, 0 0 0 円 (1 口) | | |
| (4) 名誉会員 | 免除 | | |

(会員の権利)

第 1 0 条 会員はキャンプを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 本会主催の事業への参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への参加
- (3) 地域における交流事業及び国際交流事業への参加
- (4) 機関紙の收受
- (5) 各種情報及び資料の提供

(会費の納入)

第 1 1 条 第 8 条の入会金及び第 9 条の会費は、毎事業年度における合計額の 5 0 % 以上を当該年度の公益目的事業に

使用し、残額を法人の管理運営のために使用する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第13条 会員は、いつでも退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(正会員の除名)

第14条 正会員が、定款第10条及び次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
 - (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
 - (3) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)
 - (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起こし、資格取り消し判定が適当であると理事会が判定したとき
 - (5) その他、除名処分を行うべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(普通会員、賛助会員、名誉会員の除名)

第15条 普通会員、賛助会員又は、名誉会員が、定款第11条及び次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
- (3) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)
- (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起こし、資格取り消し判定が適当であると理事会が判定したとき
- (5) その他、除名処分を行うべき正当な理由があるとき

(細 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、2018年6月9日から施行する。

この規程は、2023年6月10日から施行する。

この規程は、2024年5月24日から施行する。

この規程は、2025年3月14日から施行する。